



本件審査請求は、処分庁が決定した本件処分に納得がいかず、処分の取消を求めるものと解する。

第2 当庁の認定した事実及び判断

1 認定事実

当庁の調査によると、以下のとおりと認められる。

- (1) 平成19年8月10日 請求人の生活保護が開始。
- (2) 平成23年1月4日付 処分庁は本件処分を決定する。
- (4) 同年2月23日 当庁にて審査請求書を受理。当庁から処分庁へ弁明書の提出を求める。
- (5) 同年3月11日 処分庁からの弁明書を当庁で受理。
- (6) 同年同月14日 弁明書の副本を請求人へ送付。反論書の提出を求める。
- (7) 同年同月28日 請求人からの反論書を当庁で受理。

2 判断

(1) 法令等

ア 法第1条では、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と、この法律の目的を定めている。

イ 法第4条第1項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と、保護の補足性について定めている。

ウ 法第19条第1項では、「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定め

るところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者
二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」と、実施機関について定めている。

エ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日 厚生省発社第123号 厚生事務次官通知）第2では、「保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。」と、居住地の定義をしている。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、(1) 法令等ウにより所管区域内に居住地を有する要保護者に対して保護を決定、実施しなければならないこととされており、居住地を確定することは、実施機関を確定し、保護の実施をするうえで必要不可欠な事柄である。

イ ところで、居住地とは要保護者の居住事実がある場所をいうものである（(1) 法令等エ）ところ、処分庁は、請求人の居住事実を確認するため、平成22年10月22日付で賃貸借契約を締結した請求人宅の居住実態調査を行った。

その結果、処分庁は、請求人宅から生活必需品等の確認ができなかったこと、請求人宅の賃貸借契約日から平成22年12月28日までの間の電気メーター及びガスメーターの数値に変動がないこと、請求人宅について処分庁が不動産業者に確認したところ、平成22年11月1日時点から居住することに問題はなく、請求人からの改修の依頼もないことから、請求人は処分庁の所管区域内に居住実態が無いと判断し、処分庁には実施責任がないものとして本件処分に至っている。

これに対して請求人は、電気メーター及びガスメーターの数値に関し、請求人宅には生活に必要な家電はなく、夜はロウソクで過ごし、ガスはカセットコンロを利用したのでメーターの動きはないこと、請求人宅の水回り、電気コンセント等改修工事は実際に行われていると主張している。

ウ 請求人宅について、処分庁は、平成22年11月1日時点から居住に問題がなかった旨主張しているが、請求人の主張によれば、同年11月中は使用に耐える状況になく、請求人が入居したのは同年12月2日であり、同年12月12日付の改修工事遅延に係る家賃払戻しの領収書が請求人より添付

されていることから、請求人宅は改修が必要であったことが認められる。

エ また、処分庁は請求人宅を平成22年12月中に居住実態調査のため14回訪れ、電気メーター及びガスメーターの数値に変動がないことを確認し、請求人宅に居住実態はなかった旨主張するが、処分庁は電気メーター及びガスメーターの数値と郵便物を確認するのみで、請求人の居住を実際に確認することや周辺住民等に聞き取りする等を行っておらず、居住実態調査としては不十分であることが認められる。よって、これをもって請求人宅に請求人の居住実態がなかったとまでは確実にいうことはできない。

オ 以上のことから、請求人宅に請求人の居住実態がなかったとはいえ、処分庁の本件処分には取扱いに瑕疵があったというべきである。

カ なお、請求人は法第62条第4項の弁明の機会を与えられていない旨主張するが、弁明の機会は法第27条の指導指示に従わないことにより保護の変更、停止又は廃止の処分を行う前に与えられる規定であり、本件において適用されるものではないことを申し添える。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成23年4月12日

沖縄県知事

仲井眞 弘多

